

# 美瑛都市計画（美瑛町） （非線引き都市計画区域）

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### I. 都市計画の目標

#### 1. 基本的事項

##### （1）目標年次

この方針では、美瑛都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

##### （2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

美瑛都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	美 瑛 町	行政区域の一部	約 5,344 ha

#### 2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道北連携地域上川地域の南部に位置し、大雪山国立公園十勝岳連峰のすそ野の波状丘陵地帯にある。市街地は J R 富良野線美瑛駅を中心に形成されている。

基幹産業である農業が、波状丘陵地帯で創り出す農業景観は、「丘のまちびえい」として全国的に知られるところとなっており、引き続き、この美しく豊かな大地での農業や景観を生かしたまちづくりが必要である。

本区域では、まちづくりのテーマを「豊かな自然と個性あふれる文化が輝く丘のまちびえい」とし、次の 5 つをまちづくりの柱として掲げている。

- ・足腰の強い産業づくり
- ・ともに支え合うまちづくり
- ・まちを動かす人づくり
- ・安全・安心なまちづくり
- ・みんなで歩むまちづくり

また、山岳・森林地域の美しい自然環境や農業とそれにより創りだされる農業景観、それらを資源とする観光、そして地域とそこにすむ人のつながりを大切に、住民が健康で安心して豊かな暮らしができるまちづくりを目指すこととしている。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、誰もが安心して心豊かに住み続けられる環境を構築し、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、資源循環が進んだ効率的な都市構造を目指す。

### II. 区域区分の決定の有無

#### 1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

一方、世帯数については横ばいの傾向を示しているが、今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後についても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

### Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### (1) 主要用途の配置の方針

本区域では、3・2・1大北通（国道237号）沿いとJR美瑛駅を中心とし、3・3・9号本通（一般道道天人峡美瑛線）及び3・4・3美沢通（一般道道十勝岳温泉美瑛線）を基軸として、計画的に市街地整備が進められてきた。

しかしながら、近年は、人口減少や少子高齢化に伴うコミュニティの衰退、空き店舗・空き地等の増加による商業業務機能の衰退、賑わいの喪失、未利用地の発生等が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

##### ① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、中心商業業務地の周囲等に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、中低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地は、北町地区及び大町地区等に配置し、低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地のうち、東町地区及び錦町地区等については、既存にある農業の利便の増進を図り、美しい田園風景と調和した低層住宅地として良好な住環境の形成、保全を図る。

##### ② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、JR美瑛駅前を中心として、3・3・9号本通（一般道道天人峡美瑛線）及び3・4・4号丸山通の沿道に配置し、商業拠点としての環境整備や歩行者空間の創出を図る。
- ・沿道商業業務地は、3・4・2号中央通、3・4・4号丸山通、3・2・1大北通（国道237号）及び3・4・3美沢通（一般道道十勝岳温泉美瑛線）の沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した沿道商業地の形成を図る。

##### ③ 工業・流通業務地

本区域の工業・流通業務地は、北町地区、扇町地区及び大久保地区に配置し、農業用倉庫や農機具工場、食品加工業等、周辺住宅地の住環境に配慮した上で軽工業施設等が集積する工業地の形成を図る。

##### ④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

工業系用途地域に指定されている原野地区では、工業系用途の立地が進まず、農

用地としての利用が行われていることから、農業振興地域農用地区域への編入に合わせた用途地域の縮小や見直し等を検討する。

## (2) 市街地の土地利用の方針

### ① 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・土地区画整理事業により整備された北町地区及び大町地区の専用住宅地については、地区計画等の活用により良好な住環境の形成及び維持を図る。
- ・専用住宅地のうち、東町地区及び錦町地区については、住宅と農地が調和して良好な住環境と営農環境を維持するため、農業の利便増進に必要な施設等を立地可能とする用途地域への変更等必要な見直しを行う。
- ・専用住宅地のうち、憩町地区については、豊かな自然環境と良好な景観を活かした住環境を維持しつつ、観光による地域振興を図るため、観光の利便増進に必要な施設等を立地可能とする用途地域への変更等必要な見直しを行う。

### ② 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内の緑地については、良好な都市環境を維持するために必要な緑地として今後も適正な保全を図る。

## (3) その他の土地利用の方針

### ① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

### ② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・「美瑛町地域防災計画」により定められた危険区域（十勝岳火山爆発泥流水防危険区域・水防区域・重要地すべり、がけ崩れ等危険区域等）やその他災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている美瑛下宇莫別及び今後指定が検討されている大村地区並びに石山地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

### ③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び防風保安林等については、森林の持つ広域的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。
- ・美瑛の美しい景観を守り、つくり、育てることを目的とした「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」や、自然環境の保全と育成を総合的に推進する「美瑛町自然環境保全条例」に基づき、市街地の周辺に広がる、美しい丘の景観を形成している自然環境について、今後とも積極的な保全に努める。

### ④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・用途地域の指定のない区域について、公共施設等の整備による生活環境の改善や維持を図るとともに、土地利用や環境の保全を基本とし、観光等を目的とした開発の適切な規制、誘導を図り、また、無秩序な土地利用を抑制するため、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、「丘のまち」として自然と調和し

た田園都市の創造を目指す。

- ・現況が優良な農地である原野地区について、農業振興地域農用地区域への編入に合わせた用途地域の縮小を検討する。
- ・コンパクトな市街地の形成に向けて、用途地域内における土地の高度利用を図るとともに、都市的土地利用を図る見通しのない土地の区域については、用途地域の指定の必要性等を検討し、土地利用の見直しを図る。

## 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 交通施設

#### ① 基本方針

##### a 交通体系の整備の方針

本区域は、道北連携地域上川地域の南部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備を進める。
- ・本区域は、豊かな自然、環境及び景観を活かした「丘のまちびえい」として有名であることから、観光交通にも配慮した道路網の形成に努める。

##### b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	3.90 km/km <sup>2</sup>	3.90 km/km <sup>2</sup>

#### ② 主要な施設の配置の方針

##### a 道路

- ・市街地の西側で南北に縦断する 3・2・1 号大北通（国道 237 号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・3 号美沢通（一般道道十勝岳温泉美瑛線）、3・4・5 号環状通（一般道道天人峡美瑛線）、3・3・9 号本通（一般道道天人峡美瑛線）及びその他の都市計画道路を配置し、格子状の都市内道路網を形成する。

**b 交通結節点等**

3・4・4号丸山通及び3・2・6号西大通にJR富良野線美瑛駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

**(2) 下水道及び河川**

**① 基本方針**

**a 下水道及び河川の整備の方針**

近年、都市化の進展に伴い、市街地の保水・遊水機能の低下等水循環機能に大きな変化が生じている。

このため、土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

**ア 下水道**

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

**イ 河川**

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進する。

また、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

**b 整備水準の目標**

**ア 下水道**

下水道の普及率は、平成27年(2015年)で65.3%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備促進を図る。

**イ 河川**

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

**② 主要な施設の配置の方針**

**a 下水道**

美瑛町公共下水道については、大町地区に処理場を配置し、生活雑排水及び産業排水等による水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら下水道施設の整備を促進するとともに、未整備地区内の普及促進や適切な改築更新に努める。

**b 河川**

美瑛川及び置杵牛川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

**③ 主要な施設の整備目標**

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・市街地内の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。
- ・置杵牛川の河川改修を促進する。

**(3) その他の都市施設**

- ・美瑛町他二町清掃事業組合白樺清掃センター(ごみ焼却場)については、施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。

- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

### 3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 基本方針

本区域における緑地の形態は、市街地を取り囲むように隣接して流れる美瑛川や置杵牛川、市街地周辺に展開する丘陵地状の地形の樹林地等、極めて特徴的で良好な自然環境を形成している。

この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理に努める。

#### (2) 緑地の配置の方針

##### ① 緑地系統ごとの配置方針

###### a 環境保全系統

美瑛川及び置杵牛川の河川空間や幹線道路の道路空間等の緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。

###### b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、各街区における街区公園や鉄西公園及び憩ヶ森公園をそれぞれ配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、丸山公園を配置する。

###### c 防災系統

災害時における避難地及び防災拠点として機能する街区公園や鉄西公園、憩ヶ森公園及び丸山公園をそれぞれ適正に配置する。

###### d 景観構成系統

地域特有の歴史を有する丸山公園や市街地の周辺に広がる「美しい丘」の景観を形成している自然環境の保全に努める。

##### ② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から見直しを行い、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

#### (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。